

令和8年8月31日
課名：総務部契約検査課
内線：1383・1384

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者： 住 所 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
商号又は名称 富士通Japan 株式会社
- 2 指名停止の期間：
令和8年8月31日から令和8年9月30日まで（1ヶ月間）
- 3 事実概要：
当該事業者の元従業員が、同社の管理する営業秘密を不正に複製し持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反（営業秘密領得）の容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月1日付でさいたま簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けたことにより、8月31日（月）に福岡県庁にて指名停止が公表された。
- 4 指名停止の理由：
行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項に該当する。
従って、本件については、指名停止1ヶ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項該当】

措 置 要 件	期 間
12 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、市発注業務に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内